

令和2年4月4日

新型コロナウイルス感染症への対応について

公益社団法人宮城労働基準協会

新型コロナウイルスについては、感染者の拡大が続いており、政府から不要不急の会議、大規模のイベント等の自粛をはじめとした感染防止対策の徹底が広く国民に要請されているところですが、宮城労働基準協会におきましては、当協会が実施する各種技能講習等は、事業場における業務遂行に必要不可欠なものであることから、現時点においては、下記のとおり感染防止対策を講じた上で、計画どおり開催することを予定しております。

しかしながら、今後の感染状況の推移等によっては、急遽開催を延期又は中止させていただくことがありますので、その場合は、ご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

講習等の実施について変更がある場合は、当協会のホームページに掲載するとともに、個別にも受講申込者の皆様に連絡を差し上げます。

受講者の皆様の安全と健康確保のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

宮城労働基準協会が実施する感染防止対策

- (1) 37度以上の発熱、咳等の症状ある方は受講を見合わせていただきます。
受講を見合わせた方には受講料は次回に振り替え又は返金します。
- (2) 受講の際には感染症対策のため「手洗い」や「咳エチケット(マスク着用等)」等の感染症予防対策の徹底をお願いします。
- (3) 講習担当職員や講師も原則として感染予防措置としてマスクを着用します。
- (4) 講習会場では、原則として機械換気を行うほか、休憩時間には窓等を開放し自然換気を行います。
- (5) 講習会の募集定員(従来は最大100名)を半減して50名以内を原則とし、隣接する受講者の間隔を広げ、密集度を下げて席を配置します。